



平成23年 第7回臨時会

会 議 録

(平成23年7月8日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年
枕崎市議会第7回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1日間（7月8日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
7月 8日（金）	本会議	前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成23年7月8日)

平成23年枕崎市議会第7回臨時会

議事日程（第1号）

平成23年7月8日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	44	監査委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
山 口 英 夫 教育長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
山 口 太 行政係主査

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
田野尻 武 志 監査委員
東中川 徹 行政係長
永 江 靖 博 秘書広報係主査

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成23年第7回臨時会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、6番茅野勲議員、11番吉松幸夫議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、沖園強議員の退席を求めます。

[沖園強議員 退席]

○**依積田義信議長** 市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第44号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、市議会議員のうちから選任する監査委員に沖園強氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

同氏の選任議案につきましては、さきの6月定例会において、議会の同意を得ることができず、改めてその人選を検討してまいりましたが、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理の監査、さらには事務全般の執行についての監査のほか、特別監査やそれらに付加された監査委員の職務を考えた場合、市議会議員として豊富な経験を有し、これらの事項に精通した同氏が監査委員としてふさわしいものと考え、同氏を選任することについて再度お願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

牧信利議員。

○**15番牧信利議員** 一度議会で指摘をされた方を再度、提案をされてきたと。理由としては、事務処理能力が高いと、ま、こういうことだったというわけですね。

それでお尋ねしますが、監査委員の選任については、人格が高潔だと、高潔であるということも財産管理業務の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた見識を有するという条項の中

で、そういう文言がありますが、その沖園議員を選ぶに当たって人格についてはどのような判断をされているのか、まずお尋ねします。

○神園征市長 人格高潔であると判断をいたしております。

○15番牧信利議員 監査に当たっては、監査委員というのは公正不偏、こういうのを明確に規定をされております。いわゆる偏らない監査を行う、ま、こういう点ですが、この点で沖園議員について、どういう評価をされているのか。

○神園征市長 彼は、そういう立場に立って、監査をしてくれるものと期待をいたしております。

○15番牧信利議員 沖園議員は、この前も議員20年の表彰を全国の議長会から受けられていますから、議員としての経験は豊富な方ですね。ただ、枕崎市の市政の中で最大の問題となった福祉給食サービスの水増し事件、この問題を沖園氏はですよ、現在の市長がまだ前職時代の現職時代、在任中ですよ。それを知りながら、隠していたというのはもう既に明らかになっていますね。つまり、不偏不当とか、そういう立場じゃないわけですよ。そういう沖園議員の行動については、どのように受けとめておられるのか。

○神園征市長 福祉給食問題について、隠していたという表現が妥当であるかどうか、定かではないわけでありまして、その点については何ともお答えいたしかねます。

○15番牧信利議員 その隠し事を、市政の重大問題で、本来ならば議員ですから、市民の前に明らかにしてその問題点を解明すると、取り組むことが議員の仕事ですよ。それをやらなかったと。事件発覚後に、それは言ったんだと、そんなことを言っているわけですよ。そうすると、都合のいいことには物を言うが、都合の悪いことは物を言わないと。こういう姿勢では、とても公正不偏という監査委員の仕事は務まらないのじゃないかと思いますが、この点はどう考えておられますか。

○神園征市長 福祉給食問題の真相をはっきりと知っていたのかどうか、これはわからないことでもあります。ただ、うわさ話として聞いたのかも知れないし、その辺については、ある場合には慎重を要するであろうと、こう思います。

○15番牧信利議員 沖園議員は、神園市長と一体となって政治活動をやってきた人物ですよ。当然、そういう重大問題の情報を入手したら、少なくとも当時、現職市長だった神園市長に対してですよ、この問題の解明を求めるといのは当然の行動ですよ。それをやらなかったと、こういうことですよ。だから、そういう行動について、どのような評価を持っておられるのかというのを聞いているわけですよ。

○神園征市長 御存じのように、彼が知ったと言われている時期というのは市長選挙の直前です。彼がどういう考えで、すぐそれをだれからか聞いたときに、市長である私に伝えなかったのかどうか。それは、彼自身の考えでありますから、私は知る由もありません。

○15番牧信利議員 だから、市長もそういう沖園議員の行動を擁護しているわけですよ。それは、言い方を変えればですよ、市長にとってもそういうのが明らかになると都合の悪いことじゃなかったのかと、言わざるを得ないわけですね。しかし、市長が選挙で負けて、それから始まった話ですから、公になったのは。そういう点から考えると、とてもその政治家としての行動としてはですよ、これは大きな間違いをやってしていると。間違いじゃなくて、私的に行動をしているということですよ。その後の沖園議員の行動は、神園市長と一体となって、当時の瀬戸口市長に対して、この福祉給食問題を追及していったわけですから。そういう行動のギャップを考えると、これは明らかに事前にみずから神園市長時代、に情報を得ながらね、そういうのを隠してたまたま市長が落選したから、今度はそれを掘り起こして問題としたと言わざるを得ない。これは、事実の経過を見ると、そういう判断しかできてこないわけですね。そういう行動をとった人物だと、市長は擁護されますが、それはもう事実の経過から見れば、当然のこと

ですよ。

もう1点お尋ねしますが、公正不偏という、この監査委員の任務を行うのに適任者であるのかどうかという点ですね。この沖園議員は、この福祉給食水増し問題の情報を入手して、そしてその水増しした業者に電話をしているわけでしょう。それで、もしかしたら店の名前が出るかも知れない。これは、市の調査に対する業者の証言ですが。この言葉がそのままであればですよ、ここには前提があるんです。言うことを聞かんと、店の名前を出しますよと、それでもいいですかというふうにしかな受けとめられない文言になっているわけです、証言としてはね。つまり、おどし。自分は知り得たほかの人には他言しなかったという人物がですよ、最大のその関係者である水増しした業者に、こういう電話をかけてですよ、電話をかけたというのは本人も認めていますからね。こういう業者自身がおどされたと思うような、言うならば電話をかけられているわけですから。そうすると、そういう自分の持った情報で市民をおどすと、こういうことについて市長はどういうふうの評価されますか。

○神園征市長 沖園議員とその業者とは長い間の友人関係であったということを聞いておりますから、それがおどしの電話であったかどうか。それは、他の人たちの受け取りようでしょうけれども、私はどういう電話を具体的にかけたのかどうか、中身も知りませんので、他人の行動についておどしたとか、そういったことは言えません。

○15番牧信利議員 だから私は業者の、市の調査に対する証言をもとにして聞いているわけですよ。それからいくと、私も電話をかけたんだなと思わざるを得ないような証言になっているから聞いているわけですよ。ま、それはいいでしょう。水かけ論になりますからね。

それで3点目、お尋ねします。副市長は、本議会までの間に、いろんな議員さんを訪問されたということですが、何のために訪問したんですか。

○地頭所恵副市長 私が訪問いたしましたのは、提出する議案について御理解を得たいということで、お話をしたところでございます。

○15番牧信利議員 監査委員というのは、当局の執行した事務をまさに公平不偏の立場で、監査をするというのが仕事ですよ。ところがその、沖園議員を監査委員にするために議員訪問をして、支持の拡大をしたという、当局が。こういうかたちで出て、選任された監査委員がまともな監査ができるんですか。監査委員をお願いしますというのは、わかりますよ。あなたに、なってくださいと。ところがその、票読みをしたと。監査委員を通すために、沖園議員を。そういうのは適正な行為なんですか、市長。

○神園征市長 前回、思わぬその、否認をされましたので、今回は監査の事務をスムーズにするためにも、早く選んでもらわなければならないというのがありましたから、票読みと言っていいのかわかりませんが、何名の方に賛成していただけるかなと、その辺は提案者として考えるのは普通のことではないかと思えます。

○15番牧信利議員 自分の選任したい監査委員を何としても議会で認めてもらうためにですよ、その支持拡大の運動をすると、これは聞いたことがないですよ、今まで。そういう事例を、副市長は県庁におられたんですが、県下の自治体でそういう事例があることは御存じないですか。

○地頭所恵副市長 監査委員の議案について、具体的にどういう状況があるかというのは把握してございませんが、執行部としまして提案をした議案に対して、議員の皆様方に御理解をいただく努力をするというのは当然のことであり、それが問題になるとは私としては考えておりません。

○15番牧信利議員 それでは前回の定例会の提案をした際にも、そういう行動をとったんですか。

○地頭所恵副市長 前回の提案のときに、訪問をしたというようなことはございません。

○15番牧信利議員 これはもう、びっくりするような話ですよ。自分たちのやった仕事を監査をしてもらわなければならない人をお願いするのにですよ、議会が判断するんですよ。その議会に、議員のところを訪問して多数派工作を当局がやると。前代未聞じゃないかと思いますが、副市長は当然のことだと言われますが、そんな程度で自治体の仕事をしているんですかね。枕崎市民は、16人の議員がいるんですが、今、沖園議員を除いてここに15人いるんですが、監査委員は皆、不適任なんですか、お答えください、市長。

○神園征市長 監査委員として不適かどうかと、そういうことは考えませんが、適任者ということはだれが一番適任かなと今の時点で。そのことは、考えた上での提案でございます。これは、前回提案したときもそのとおりでありまして。で、前は、私どもの説明が不十分であったために否認されたんじゃないかと、こういう考えもありましたので、今回は議員の皆さんに十分説明をさせてもらったと、こういうことであります。

○15番牧信利議員 監査委員というのはですよ、市長のために仕事をするんじゃないんですよ。ところが今、市長が提案されている沖園議員の選任の過程をお聞きしてみますと、これはもう明らかに市長の政治的意図のもとで、選任しようとしているのははっきりしてますよ。だから、市長が沖園議員を選任して何をねらっているのか。それを少し、教えてください。

○神園征市長 沖園議員は議員歴20年を有しながら、みずからポストを求めようもしない。これは、私も議員時代からお互いそういうことはすまいということを誓い合ってきた仲でもあります。当然、監査委員をお願いする以上は適正な監査をしてもらいたい。そして彼は、それを遂行するであろう。何かあったときに、神園だから、市長が神園だから、見逃すとかあるいは他の市長であるからそこだけを、言わば重箱の隅を突つようなことはすまいと、そういうことは十分、彼はわきまえた議員であると思っております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○10番畠野宏之議員 当局が議員のところを回られたということではありますが、何人のところを回られたんですか。

○地頭所恵副市長 議員の方のところにお邪魔をしたのは、3名でございます。

○10番畠野宏之議員 それは、市長の指示なんですか。それと、その3名のところに行った判断基準というのは何なんですか。当局で、選別したというのはどういう意味なんですか。

○地頭所恵副市長 もちろん、市長ともお話をした上でのごとでございますが、選別といいますか、丁寧な御説明が必要だというふうに考えて、お時間をいただいたところでございます。

○10番畠野宏之議員 その、揚げ足取りするわけじゃないんですよ。丁寧な説明が必要だということは、行かれたところは判断能力がないということなんですか。説明をきちっとしなければ、監査委員の職責、今回のことについて理解できないということなんですか。

○地頭所恵副市長 そういう意味で申し上げたのではなくて、私どもとしては再度の提案でございますので、前回十分な説明が不足していたということで、御同意いただけなかったと考えましたので、できるだけ丁寧に御説明をさせていただいたほうがよいという判断でございます。

○10番畠野宏之議員 今、国会でもですね、一事不再議の問題をいろいろ取りざたされていますね。ある意味、これ一事不再議に近いものですよ。まだ一月も経っていないんですよ。そして、その間にですよ、不同意の後にですよ、その沖園議員でなければならないという理由が新たにですよ、局面として発生したのかどうなのか。従前と何も変わらないのかどうなのか。従前と変わらなければですよ、従前と変わらなければ一たんは議会として決を出した問題なんですよ、この問題は。その辺のところをちゃんと説明してください。

○地頭所恵副市長 今回の提案につきましては、その一事不再議ということには当たらないと考えております。当然、期間が経っていないというのは御指摘のとおりでございますが、やは

り決算監査のスケジュールを考えますと、どうしても一日でも早くですね、選任をさせていただいて監査に入りたいという思いがございましたので、短い期間ではございましたが、改めて提案をさせていただいて御理解をいただきたいということで、説明を尽くしたいと考えたところでございます。

○10番 梶野宏之議員 沖園議員はですよ、本人自体はポストを求めないと。蔵多山おろし、そういったもろもろ等ですよ、今回の政策的なあれでも出していましたですよ。この監査委員というのは、ポストに当たらないんですか。そういう認識なんですかね。本人のうそと曲がったことは大嫌いという点からいくとですよ、本人は御本人はですよ、ポストを求めないと言っておきながら、うそと曲がったことは大嫌いと言っておきながら、監査委員のポストを取りにくると。これはある意味、市民を愚弄した話じゃないんですか。その辺のところは、どうなんですか。

○神園征市長 沖園議員が監査委員に選任してくれと、みずから求めてきたわけではありません。

○10番 梶野宏之議員 それは、よくわかりました。本人が求めてきたわけじゃないと。当局がたっの希望で沖園氏を選任をしたいということは理解できました。

それならそれでなおさらですよ、一たん不同意されたものを再度上げて、執行部当局自体ですよ、議員に運動までして監査委員のポストを沖園議員にさせるということはですよ、自分たちが執行する市政そのものをチェックができなくなる。まさに、癒着構造そのものにつながってくるんじゃないですか。そういうそしりを免れないんじゃないですか、市民から見た場合。これが公になった場合には、そういうことになってきませんか。

○神園征市長 中にはそういう見方をする人もいるでしょう。現に、梶野議員がそういう見方をされるんでしょうから。だけど、市民がという言葉は当たらないんじゃないですか。この間は、否決されたときにも何でこんなのを否決するんだという声を私は多く聞いたわけでありませぬ。

○10番 梶野宏之議員 市長ですよ、それは立場立場でしょうし、市民いろいろありますよ。十人十色という言葉もありますよ。いろんな考えがあつて、当然だと思えますよ。だけど、少なくともそういう声も現実にはあるわけですよ。それなのにまた、こういった議題を提案するという当局ですよ、どうもしゃにむになって、しゃにむになってですよ、枕崎市政を推進をしていくんだということにしか、私には映りませぬ。これはもう、答弁いりませぬ。以上です。

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○依積田義信議長 立石幸徳議員。

○2番 立石幸徳議員 私は議案第44号監査委員の選任について、同意をすることに反対の討論を行います。

地方自治法では、地方自治体の監査委員に関する規定としまして、自治法第198条の2におきまして、監査委員になることができない者を定めております。それは、普通地方公共団体の長または副知事もしくは副市町村長、つまり本市におきますと市長や副市長と親子、夫婦または兄弟姉妹の関係にある者は監査委員となることができないとなっております。この条文の主旨は、地方自治法逐条解説によりますと、厳正かつ中立公正な監査機能を確保し、情実などの私情のおそれがないように設けられているとのことであります。この地方自治法の監査委員に関する規定は、ほかの行政委員会の例えば人事院あるいは公平委員、農業委員などには見られない特別な規定であるわけでありませぬ。現市長の市長選挙における選挙本部長という立場をど

う考えるかはいろんなとらえ方はできるとしましても、本件についてはこのようなことを勘案し、さきの6月定例議会で、本市議会の意志は確定されたところでございます。その後、約1カ月経過をいたしまして、何の状況変化や事情変化の説明もなされないまま、再提案となっております。決算審査を目前に控えてやるということであれば、当然、後任者が決まるまでの前任者が事務執行はでき得るのであります。同一会期内ではございませんので、先ほど副市長が言いましたように、一事不再議の原則は適用はされませんが、全くそれと同等の原則が及ぶものと考えても不思議ではございません。

さらに、本議案を議員配付する前に特定議員に対して、執行部側からの働きがあったという事実もお聞きいたしますと、執行部が何ゆえに本議案に固執し、今後癒着していくのではないかという危惧さえ生まれてまいります。行政執行の厳正な監査を受けるべき立場の執行当局が、監査委員選任に当たって取るべき対応ではないと考えます。以上の理由から、本件は不同意といたします。

○依積田義信議長 次に、牧信利議員。

○15番牧信利議員 私は議案第44号監査委員の選任について、日本共産党市議団を代表して、反対の立場から討論を行います。

今回の議案は、一たん議会が不同意をした人物をさらに選任したいという提案であります。それは質疑の中でも指摘をしてきましたが、沖園議員はこの間の政治活動は、市長と一体となって行動してきた人物であります。この点から考えても、公正不偏という監査委員の任務には不適切だと考えます。

2つ目は、枕崎市政の重大問題であった福祉給食水増し請求問題。この情報を神園市長が1期のまだ在任中、みずからその情報を知りながら、そのことを隠してくる。これは、政治家としても人間としても、まさに市民の目から不正を隠すという行動をとってきたわけですから、許されない。しかも、1期目の神園市政が終わって、選挙で新しい人になった途端に、この問題追求の先頭に立ってくると。そういう人物ですから、明らかに非整備的な行動が明確に示されているわけであります。こういう人物に、枕崎市の監査を任せるとはできないというのが第2点目。

3点目は、副市長などがこの沖園議員の選任を確保するために、議員宅を訪問すると。多数派工作を行ったと。自分たちの執行した事務を監査してもらうために、言うならば一番市民から見てガラス張りになるのは共産党を監査委員にすることが一番いい。最も、対極にあるわけですから。それは、やらない。そして、一番身近な人物を持ってくる。そのために、多数派の工作まで当局自身がそれをやる。これはまさに、この3点から考えますと、沖園議員には公正不偏の監査、これは全く期待できないと言わざるを得ないと。以上の立場から、反対いたします。

○依積田義信議長 暫時、休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 再開

○依積田義信議長 再開いたします。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第3号監査委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する出席議員数は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載の上、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、14番吉嶺周作議員、15番牧信利議員、2番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは、先ほどの表決権を有する出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成7票。反対7票。

本件は、ただいまの報告のとおり、可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、議長は可決と採決いたします。

よって、議案第44号は同意することに決定いたしました。

沖園強議員の着席を求めます。

[沖園強議員 着席]

○**依積田義信議長** この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事を終了いたしましたので、平成23年第7回臨時会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 依積田 義 信

枕崎市議会議員 茅 野 勲

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫